



●近江牛（登録番号第56号）  
生産地（都道府県名のみ記載）：滋賀県  
生産者団体：一般社団法人 滋賀県畜産振興協会  
製品の区分：第6類 生鮮肉類 牛肉

●辺塚だいたい（登録番号第57号）  
生産地（都道府県名のみ記載）：鹿児島県  
生産者団体：鹿児島きもつき農業協同組合  
製品の区分：第3類 果実類 その他かんきつ類（辺塚だいたい）

●鹿児島黒牛（登録番号第58号）  
生産地（都道府県名のみ記載）：鹿児島県  
生産者団体：鹿児島県肉用牛振興協議会  
製品の区分：第6類 生鮮肉類 牛肉

なお、本メールマガジンは、地理的表示保護制度のホームページに公示された内容について、その概略をお伝えするものです。  
ホームページに掲載された内容が正式な公示内容となりますので、必ずホームページを確認いただきますようお願いいたします。

地理的表示（G I）保護制度～登録産品一覧～

（URL）[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/register/index](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index)

---

## 2. 日EU・EPA（GI分野）の最終合意の概要について

---

農林水産省は、平成29年7月の日EU・EPAの大枠合意を受け、EUのGI産品について7月11日から3ヶ月間の公示を実施していました。

当該公示産品につきまして、公示期間中に提出された異議申し立て及び学識経験者委員会で聴取した意見を踏まえ、EU側と調整を行い、以下のような協定内容で合意しましたのでお知らせします。

### 1 より高いレベルでの地理的表示の保護

EU側GI 71産品、日本側GI 48産品について、以下のように相互に高いレベルでの保護を行う。

#### （1）高いレベルでの地理的表示の保護

産品への表示だけでなく、広告・インターネット等のサービスの名称使用についても、以下のような場合は、GI侵害として、地理的表示の使用が禁止される。

- ① 消費者に真正の地理的表示産品と誤認させるような名称の使用
- ② 明細書（産地・品質基準・生産方法等を示す文書）に沿わない産品については、
  - ア) 真正の産地を記載している場合
  - イ) 翻訳、音訳である場合
  - ウ) ～種、～タイプ、～スタイル等の表現を伴う場合であっても、GI侵害とする。

#### （2）先使用の制限

地理的表示の保護の前から使用されていた、同一・類似名称（先使用）について、日EU EPA発効後、7年間の経過期間を経た後は、地理的表示の使用を禁止する。

### 2 保護される地理的表示について

日本の市場の流通実態や意見書の内容を踏まえ、現行の地理的表示法に基づき、下記の取扱とする。

- ① 複合語のGIの一部が普通名称と認識されているものについて、当該部分には地理的表示の保護は及ばない

例：カマンベール、ブリー、エメンタール、モッツアレラ、プロヴォローネ、チェダー、エダム、ゴーダ

